

巻頭特集 誰もが知りたい老後の重大問題を徹底解説!

"街の法律家"行政書士が教える 老後を安心して生きるための特別な「古い支度」

誰でも年齢を重ねるにつれて体力と判断力が低下し、自分ひとりですべてを決めて行動することが難しくなります。不安のない老後の人生を送るために、また、家族や親族に無用の苦労を残さないために、いざという時に備えてどのような「古い支度」が必要なのか、行政書士の汲田健先生に話を伺いました。

PROFILE



行政書士キートン法務事務所代表
くみた けん
汲田 健

行政書士として相続・遺言等の実務を数多く経験。近年では、高齢者への法的支援にも積極に取り組んでいる。自治体や介護施設等での講演会も数多く行っている。

特別な「古い支度」について考えてみませんか？

読者の皆さんは、最近世間でよく耳にする「終活」という言葉をご存知ですか？ 終活とは、人生の終わりを向かえるにあたって、生前のうちから自分の葬儀やお墓の準備をしたり、相続について計画を立てたりすることです。平素からいざという時の希望などを記しておく「エンディングノート」も終活のひとつです。終活を行うおもな目的は、自身の終末期や死後における家族の負担をできるだけ軽くすることですが、もうひとつ、余生をより良く充実したものにするという目的もあります。必ずやってくる人生の終焉にきちんと準備しておくことで、不要な心配をせずに心穏やかに人生を生きられるようになるのです。つまり終活とは、誰にとっても無関係ではあり得ない、必要不可欠な「古い支度」なのです。

特に、身寄りのない単身者や、日ごろ親族と疎遠にしている方の場合、エンディングノートを書き残しても、それ

を実行してくれる人がいません。こうした状況では、通常の終活以外に特別な「古い支度」が必要になります。また、親族が高齢者ばかりの方や、親族にできるだけ負担をかけたくない方、自身のあれこれを他人任せにたくない方の場合も同様です。

では、特別な「古い支度」とは具体的にどんなことを指すのでしょうか。詳しくは次ページにて説明しますが、おおまかにまとめれば、①認知症になった場合の備え、②介護や入院が必要になった場合の備え、③終末期医療の備え、④相続の備え、⑤葬儀・納骨や死後の事務の備えという、5つが挙げられるでしょう。



次のような場合、特別な「古い支度」が必要です。

おひとり様、身寄りのない方

親族と疎遠の方

親族が高齢者のみの方

親族・周囲の人に迷惑をかけたくない方

自分のことは自分で決めたい方

では、具体的にどんな備えが必要なの？

①

認知症になった場合の備え

②

施設入居・入院の備え

③

終末期医療の備え

④

相続の備え

⑤

葬儀・納骨・死後の備え



「もしも……」の場合に備えれば 老後の暮らしがより安心に！

①認知症になった場合の備え

認知症が進行すると判断能力が低下し、契約などの法律行為を自分一人では満足に行えなくなります。そこで、4親等内の親族等が家庭裁判所に申し立てすることで**成年後見人**が選任されます。成年後見人は、判断能力が充分でない本人に代わって法律行為を行うことができます。これを**法定後見**といいます。もしも、身近に親族等がない場合、本人が事前に第三者と契約を結んで、判断能力が衰えたときのための後見人を委任しておくこともできます。これを**任意後見**といいます。受任者（将来の任意後見人）は定期的な見守りを行い、本人の認知症の進行度を客観的に判断できます。本人の判断能力が衰え、後見が開始した際には、後見人に加えて家庭裁判所が選任した任意後見監督人も付きますので、安心して身上監護・財産管理を任せられます。

②介護や入院が必要になった場合の備え

介護付有料老人ホームに入居したり、病院に入院したりするには**身元保証人**が必要です。身元保証人の役割は、金銭債務を保証する**連帯保証**と、万が一という場合に身柄等を引き受ける**身元引受**の2つがあります。いざという時に備えて、身元保証人を頼める相手を探しておく必要があるで

しょう。ただし、連帯保証は金銭が絡むので親族以外には頼みづらい、また、身元引受は高齢者や遠方にお住まいの方では緊急時の対応が難しいという問題があります。身元保証を請け負う民間業者は数多くありますが、費用が高額でサービスの質にもばらつきがあるため、慎重に判断する必要があります。

成年後見人は法律上、身元保証人になれませんが、既に後見人を付けていたり、任意後見契約を締結していれば入居を認める施設も多数存在します。詳細をお知りになりたい方は「ホームあしすと入居相談室」までご相談ください。

③終末期医療の備え

終末期の医療については、健康状態によっては自ら意思表示できないことも多いため、平時から希望を第三者に伝えておいて、いざという時に医療機関へ伝えてもらいます。経管胃ろうや麻酔薬の投与など、具体的な希望を整理して書面に残しておきます。万一、危篤状態に陥った場合に延命措置を行わず尊厳死を希望するのなら、**尊厳死宣言書***を作成することも必要です。家族との意見の相違によるトラブルを防止するため、普段から自分の希望を家族に話して理解を求めることが大切です。

④相続の備え

まず、自身の法定相続人は誰か、法定相続分はどれくらいか、きちんと把握することが大切です。そのためには、戸籍を調べたうえで行政書士などの専門家に相談するとよいでしょう。そして、法定相続人に法定相続分通りの相続を希望しない場合は、**遺言書**が必要です。遺言書には**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。公正証書遺言は、2人以上の証人立ち会いの下、公証役場で公証人に作成してもらう、もっとも確実な遺言です。

次のような場合は、特に遺言書をつくる必要があります。「相続人以外に財産をあげたい」「相続割合を自分で決めたい」「相続人の中に行方不明または認知症の患者がいる」「相続人の仲が悪い」「子どもがいない」「不動産等、分割困難な財産がある」「再婚して先妻の子と後妻がいる」「死後、家族に負担をかけたくない」。作成した遺言書を実行するためには、遺言書の中で遺言執行者を指定することも重要です。遺言書の作り方や詳細がお知りになりたい場合は、専門家へご相談ください。

⑤葬儀・納骨や死後の事務の備え

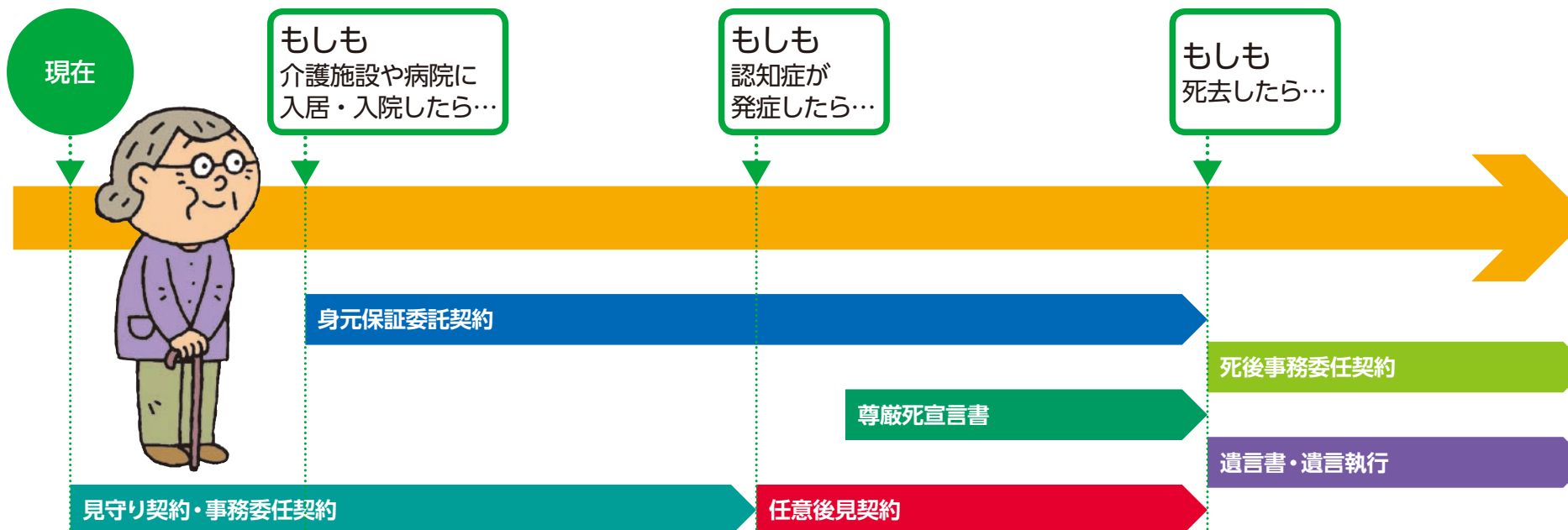
当たり前ですが、葬儀や納骨、死後の様々な事務を自分



で行うことはできません。一般的には家族等が行うことが多いですが、身近にそのような事務手続きを行う人がいない場合は、信頼できる第三者と**死後事務委任契約**を結んで、自身の希望を実現することができます。事務の内容は葬儀社の手配、関係者への連絡、部屋の片付け、役所への届け出、年金や水道・電気・ガスの停止など多岐に渡ります。死後事務については専門性を必要とすることが多いため、豊富なネットワークと専門知識を持つ第三者に依頼するのがおすすめです。

*尊厳死宣言書は医療機関に対して法的に拘束・強制するものではありません。

高齢者支援サービスの仕組み



身元保証委託契約 介護施設に入居したり、病院に入院したりする際に必要な身元保証人を第三者に委託する契約。	見守り契約・事務委任契約 定期的な電話連絡や自宅訪問で安否や生活状況を確認する契約。また、生活に関する事務手続きを第三者に代行させる契約。将来的な任意後見人受任者が担う場合が多い。
尊厳死宣言書 回復の見込みがない重篤な疾病になった場合に、積極的な延命措置を行うかどうか、意思表示をするために作成する文書。ただし法的な拘束力はない。	任意後見契約 将来、判断能力が低下した場合に備えて、第三者と支援の内容を公正証書で決めておく契約。判断能力が低下するまでは契約者本人が財産管理を行う。
死後事務委任契約 役所への届け出、葬儀社の手配、納骨手続き、水道・電気・ガスの停止、部屋の片付け、遺品整理などの事務手続きを第三者に委任する契約。	遺言書・遺言執行 おもに財産の処分・身分に関することについて法的効力を有する文書。葬儀・納骨方法については書いても法的効力が及ばない。

もしも不安があれば 専門家に相談してみましよう

誰であっても、歳を重ねると体力と判断力が低下して、若い時分のようにもの事を考えたり行動したりすることに少しずつ無理が生じます。昨今、高齢者を狙った「オレオレ詐欺」や「悪質な勧誘商法」の被害はあとを絶ちません。「私はまだそんな歳ではないし…」と、自分とは無関係だと決めつけるのではなく、自分の将来に起こりうる切実な問題として、健康な今のうちから真剣に考えておくことが大切です。伴侶や子どもを持たない人、ふだん親族と疎遠にしている人はもちろんですが、身近に家族がいる人にとっても将来、認知症になったり、介護が必要になったりすることは、決して他人ごとではありません。いざその時になって困ってしまわないように、きちんと備えておきましょう。

具体的には、信頼できる第三者との間に見守り契約や任意後見契約を結ぶなどの方策が考えられます。成年後見を専門とする有資格者や地域包括支援センター等に相談したうえで、成年後見制度の利用をご検討ください。ただし、事業者によって費用が大きく異なるうえに、契約の内容も一定ではありません。安易に選ぶのではなく、慎重に比較検討して判断することが大切です。より安心して穏やかな老後の生活を楽しむために、ご自身の「老い支度」について考えてみてはいかがでしょうか。



すべての高齢者が安心して暮らせるように—— “街の法律家”が親身になってサポートします！

「もしも…」の準備、万全ですか？

- ひとり暮らしの方の見守りを行います
- 認知症になった場合、成年後見人を務めます
- 施設や病院へ入居・入院する際、身元保証人を務めます*
- 遺言公正証書、尊厳死宣言書などの作成手続きを行います
- 万が一の場合、葬儀・納骨・死後事務を代行します

*後見人を受任している場合は、一般社団法人高齢者終活支援協会が身元保証人となります。

相談
無料

寄付は一切
受け取りません

高齢者の尊厳を
尊重します

法令順守を
徹底します

行政書士・税理士
の国家資格者
が担当します

【無料相談の流れ】

ご予約

お電話にて面談日をご予約ください。出張相談も承ります。

ご相談

お話を伺い、問題解決の方法をご提案します。相談料はいただきません。

お見積り

サポートをご希望の場合は、見積りを行います。内容にご納得いただいたうえで手続きを開始します。

行政書士キートス法務事務所

東京都国分寺市南町3-4-19京美ビル2F

☎042-300-1156

●定休日/土日祝 (事前のご予約で休日も対応可能)

<http://kiitos-legaloffice.com/>

